

かかりつけ医と認知症疾患医療センターの連携と連携に関わる診療報酬

当認知症疾患医療センターは、認知症の鑑別診断、身体合併症や周辺症状への対応、専門医療相談などを行っています。ご心配な患者さまがいらっしゃいましたらご相談ください。

【認知症を疑う場合】



かかりつけ医

① 診療情報提供書 250点
+
認知症専門医療機関
紹介加算 100点

認知症の疑いがある
患者の紹介

認知症療養計画書の提供

沖縄リハビリテーションセンター病院
認知症疾患医療センター

認知症専門診断管理料1
700点
(1患者1回のみ算定可能)
「認知症の鑑別診断」

☑紹介元の医療機関において認知症疑いの患者を認知症疾患医療センターに紹介した場合、診療情報提供料（250点）に加え、認知症専門医療機関紹介加算（100点）が算定できます。

※令和4年 B009 診療情報提供書

② 認知症療養指導料1
350点

(6ヶ月に限り1回算定可能)

認知症療養計画書に基づく治療を行う

診療情報を文章で提供

沖縄リハビリテーションセンター病院
認知症疾患医療センター
☎ TEL090-979-9952
FAX090-979-9960

☑紹介元の医療機関において、認知症疾患医療センターからの「認知症療養計画書」に基づき治療を行い、認知症疾患医療センターに診療情報を文書で提供した場合、認知症療養指導料（350点、治療を開始月から6ヶ月を限度に、月1回に限り算定可能）を算定できます。

☑認知症療養評価書は当院ホームページよりダウンロードして頂きご利用ください。

※かかりつけ医からの紹介患者のみ算定できますが、沖縄リハビリテーションセンター病院から直接受診した患者を紹介させていただいた場合は 上記②は 算定できませんのでご注意ください。

※令和4年B005-7-2 認知症療養指導料



③ 診療情報提供書 250点
+
認知症専門医療機関
連携加算 50点
(月1回算定可能)

症状増悪時・再評価必要時

認知症療養計画書の提供

認知症専門診断管理料2
300点
(3ヶ月に1回に限り算定可能)
「療養方針の再評価」

☑紹介元の医療機関において、すでに認知症疾患医療センターで認知症と診断された患者の症状増悪時に紹介した場合 診療情報提供料（250点）に加え、認知症専門医療機関連携加算（50点）を算定できます。